

GO1 法務省が国籍法見直しへ 6月5日

法務省は6月5日、最高裁が国籍法3条1項の規定が憲法14条第1項に違反すると判断したことを受け、法改正の方向であることを明らかにしました。同省は「最高裁判所の判断を厳粛に受け止め、国籍法第3条第1項を改正する方向で、適切に対処方策を検討する」としています。

裁判 婚外子差別の国籍法は憲法違反と最高裁判断 6月4日

婚姻関係のないフィリピン人の女性と日本人男性との間に生まれた子どもの日本国籍の確認を求めた2件の訴訟で、最高裁判所大法廷（裁判長・島田仁郎長官）は6月4日、婚外子差別の国籍法は憲法違反であると判断し、10人の子ども全員に国籍を認めました。

現行の国籍法では、日本人男性と外国人女性との間に生まれた婚外子は、胎児認知であれば日本国籍となりますが、出生後の認知では日本国籍を取得できません。国籍を取得するには父母が法律婚するか、帰化する必要があります。認知後に父母が法律婚をすれば国籍を認め、事実婚では認めない国籍法の規定が、憲法14条の「法の下での平等」に反すると最高裁大法廷で初めて判断されました。

2002年の最高裁判決では「国籍取得を認めないことには合理的根拠がある」として子どもの国籍を認めませんでした。その後、2005年の東京地裁判決では、国籍法の規定が初めて違憲と判断されました。ただし「家族としての共同生活が認められない場合は違法と断ずる根拠がない」と条件づけをしていました。2006年の東京地裁判決では、規定そのものが違憲であるとして、より国に厳しい判断をしました。しかし、東京高裁が2件とも憲法判断には踏み込まず子どもの側を敗訴としたため、子どもの側が上告していました。

判決理由で「夫婦共同生活の在り方を含む家族

生活や親子関係に関する意識も一様ではなくなってきたおり、今日では出生数に占める非嫡出子（婚外子）の割合が増加するなど、家族生活や親子関係の実態も変化し多様化してきている。（略）諸外国においては、非嫡出子（婚外子）に対する法的な差別的取扱いを解消する方向にあることがうかがわれ、我が国が批准した市民的及び政治的権利に関する国際規約及び児童の権利に関する条約にも、児童が出生によっていかなる差別も受けないとする趣旨の規定が存する」と述べたことは、まさに民法の婚外子相続差別規定についても当てはまり、民法改正への後押しになるとも言えます。

GO2 法務省が無戸籍女性の子どもの戸籍作成へ 6月4日

法務省は、民法772条の規定により無戸籍となった女性の子どもの戸籍を作成する方針であることがわかりました。

鳩山邦夫法務大臣は6月3日の閣議後の会見で、「民事局にはできるだけ急ぐよう指示している。お父さんの方の戸籍にうまく入る方法を考えたらどうか、それぞれの最近出産されたケースがあるから、2、3通りある」と述べていました。

国会1 参議院法務委員会で近藤議員が嫡出推定について質問 5月29日

参議院法務委員会で5月29日、社民党の近藤正道議員が、無戸籍児の実態調査を求めました。

これに対し、鳩山大臣は「最も弱い立場の子どもさんがますます立場を弱くするようなことは何としてでもやめさせて、救っていかねばならない。工夫を凝らして、何とか調べる方法を考えて、実行したいと思っている」と答弁しました。

国会2 衆議院法務委員会で大口議員が嫡出推定について質問 5月23日

衆議院法務委員会で5月23日、公明党の大口善徳議員が民法772条の規定により無戸籍となった

子どもの救済について質問しました。

大口議員は、無戸籍の女性が出産すると2代続けて無戸籍になる恐れがあることなどを挙げ「この問題の抜本的な解決を図るため鋭意検討を進めなければいけないが、差し当たり現行制度の運用で救済範囲をさらに一定程度広げることができないか」と質しました。鳩山大臣は「親の事情で子どもが被害を受けてはいけないというのは、われわれが法律以前に持たなければならない最高の道徳であり、条理、常識ではないか。裁判所の扱いについても、できる限り温かい方向に行けるように力を尽くしたい」と、見解を示しました。

また、大口議員は前夫を絡ませない強制認知について「同じ家裁で取り扱いが違うのは問題。DVの場合は前夫の協力が困難、強制認知は母と子にとってメリットがある。昭和44年の最高裁判決で、離婚後300日以内の出生子であっても、離婚届に先立ち約2年半以前から別居している場合には嫡出推定を受けないので強制認知の裁判をすることができるという判例もある。裁判関係者に周知徹底させ、申立人に対しても十分情報提供を行う必要があるのではないか」と質しました。

これについて最高裁判所の二本松利忠家庭局長は「この判例の趣旨や認知の請求ができることについては、引き続き機会をとらえて周知するとともに、申立人に対しても、窓口において事案に応じた手続きの説明を適切に行うよう努めたい」と答えました。

国会3 **社民党が民法772条に関するヒアリング** **5月23日**

社民党男女平等政策プロジェクトチーム（座長・辻元清美衆議院議員）が5月23日、家族の会やmネットからヒアリングを行いました。

民法772条の嫡出推定規定をめぐる政府、国会、NGOのこの間の経緯や新たな問題、無戸籍の子どもとその家族の状況についてのさまざまな問題、

裁判所の対応などを報告しました。

国会4 **参議院法務委員会で近藤議員が外国人差別の戸籍法で質問** **5月22日**

参議院法務委員会で5月22日、社民党の近藤正道議員が、5月1日に施行された改正戸籍法が離婚する外国人に差別的取り扱いをしていることについて質問しました。

近藤議員は「改正戸籍法では、何人も、その本籍地の市町村長に対して、離婚届の不受理申立てができる規定になっているが、外国人の場合は本籍地がなく、離婚届の不受理申立てができない。また、離婚届が夫婦の一方から出された場合には、他方に対して離婚届の受理の通知を送ることになっているが、外国人にはその通知も除外をされている。外国人は、非常に不安定な地位に置かれ、離婚になると直ちに在留資格を失う。離婚について紛争があるときに、日本人であれば直ちに対応できる制度が改正戸籍法で整えられているにもかかわらず、外国人にはない。外国人差別ではないか」と、厳しく指摘しました。

これについて倉吉敬民事局長は「外国人がこれらの制度の対象外とされてしまうということに不都合があるということはお指摘のとおり。早急にこれを改めるよう、とにかく急がなければならない。通達を用いて実務上できるだけ早く元の形にしたいと思っている」と、答弁しました。

インフォメーション

◆6月21日（土）14：00～16：30▼シンポジウム
国連3委員会報告会「国連とジェンダー'08」▼報告：黒崎伸子さん（国連総会日本政府代表顧問・日本B・P・W連合会会長）目黒依子さん（国連女性の地位委員会日本政府代表・上智大学教授）林陽子さん（女性差別撤廃委員会委員・弁護士）▼会場：文京区男女平等センター（地下鉄本郷三丁目駅、春日駅）▼資料代：1000円▼主催：国際女性の地位協会▼問い合わせ：事務局 TEL03-5905-0365

民法改正と男女共同参画に関する情報を発信するメディア！禁無断転載！

★年間購読料：5000円★ご入金確認後、『mネット通信』をお届けいたします★次号6月6日発行予定

★郵便口座：00120-2-574543／みずほ銀行赤坂支店 普通 1909972／口座名：mネット

★受信できなかった際には、届いていない号数をご一報くだされば改めて送信いたします。